

熱中症対策に 取り組んでまっ堺運動

熱中症に関する労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）が示されました。

1 改正の趣旨

第175回労働政策審議会安全衛生分科会資料（1-3）から抜粋

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○以下1、2の事項を事業者義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業員」

②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱

②身体のコoldown

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

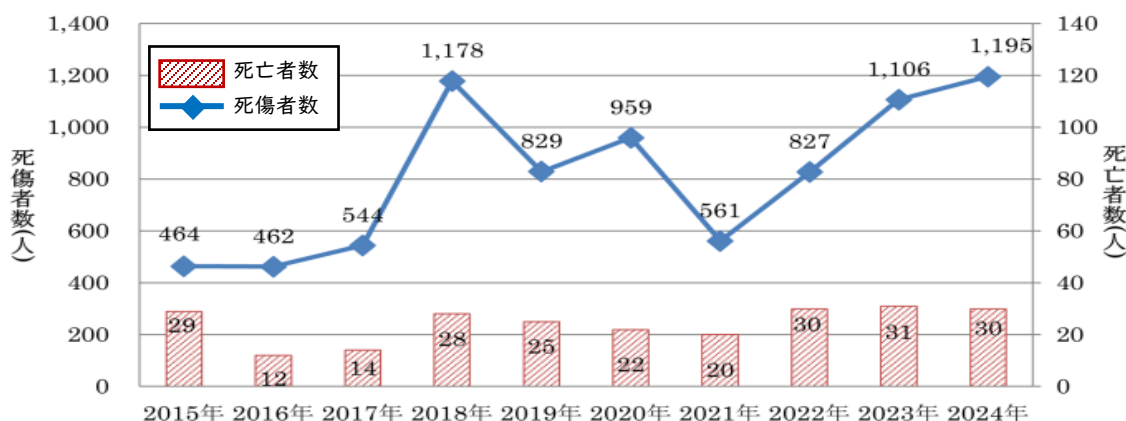
3 公布日等

（1）公布日令和7年4月上旬（予定）（2）施行日令和7年6月1日

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）

令和7年1月7日時点での速報値

職場における熱中症による死傷者数の推移



厚生労働省

大阪労働局・堺労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

改訂 2025.4

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月



キャンペーン実施要項

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

- ・ **労働衛生管理体制の確立**
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し、熱中症予防の責任体制を確立
- ・ **作業計画の策定**
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
- ・ **休憩場所の確保の検討**
冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討
- ・ **教育研修の実施**
管理者、労働者に対する教育を実施
- ・ **暑さ指数（WBGT）の把握の準備**
JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し点検
- ・ **服装の検討**
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水による身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
- ・ **緊急時の対応の事前確認**
緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順棟）を確認し、関係者に周知

・ 異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

キャンペーン期間にすべきこと

5月～9月

- ・ **暑さ指数の低減**
準備期間に検討した設備対策を実施
- ・ **服装**
準備期間に検討した服装を着用
- ・ **プレクーリング**
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- ・ **暑熱順化への対応**
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
- ・ **日常の健康管理**
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- ・ **休憩場所の整備**
準備期間に検討した休憩場所を設置
- ・ **作業時間の短縮**
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ・ **健康診断結果に基づく対応**
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮①糖尿病②高血圧症③心疾患④腎不全⑤精神・神経関係の疾患⑥広範囲の皮膚疾患⑦感冒⑧下痢
- ・ **作業中の労働者の健康状況の確認**
巡視を頻繁に行い声をかける「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導

重点取組期間

7月

にすべきこと

- ・ 暑さ指数の低減効果と再確認し、必要に応じ対応を追加
- ・ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ・ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ・ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ・ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ・ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**